

デジタルインボイス導入の手順と留意点

経理業務の自動化、省力化を実現するための業務プロセスを確認

富永倫教

デジタルインボイス推進協議会（EIPA） 幹事法人
株式会社TKC 執行役員



インボイス制度への対応準備はすでに終わっており、10月以降の運用開始が待たれる中、多くの企業で経理業務はさらに複雑になると予想される。インボイス制度対応の後、経理業務の自動化、省力化を目的にデジタルインボイスの導入を検討している企業も多くあるようだ。そこで本稿では、10月以降デジタルインボイスを本格導入することで準備を進めた企業で実際に行った業務をベースに、デジタルインボイス導入の手順と留意点などについてご案内する。

はじめに

本稿がお手元に届く頃には、各社でインボイス制度への実務対応、具体的には自社が発行する請求書の記載事項の見直しや、受領したインボイスのチェック内容や体制、会計システムへの仕訳計上のルール、そしてインボイス制度下における課税仕入仕訳のチェック体制の構築などが決定され、本稼働を待つだけの状況であると捉えている。そして、10月以降インボイス制度の実務運用が開始されると、多くの企業で経理業務はさらに複雑になると予想している。今後、自動化やさらなる省力化を図るため、10月に向けて一旦構築したインボイス制度対応実務を見直し、改善する方向にシフトすることが見込まれる。

そこで注目されているのがデジタルインボイスだ。海外では、国際規格「Peppol」の利用が進み、シンガポール、オーストラリア、欧州連合（EU）など、すでに30か

国以上で採用されているPeppolネットワークでデジタルインボイスのやり取りが行われている。日本においても、日本のPeppol Authorityであるデジタル庁により、「Peppol」をベースとしたわが国におけるデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）が策定され、Peppolネットワークを介したデジタルインボイス（以下、「ペポルインボイス」という）の送受信機能の開発・普及が、デジタルインボイス推進協議会（EIPA）に加盟しているシステム開発会社を中心に現在進められている。

本稿では、デジタルインボイス推進協議会として、ペポルインボイス導入の手順と留意点をできる限り平易に解説する。なお、ペポルインボイスの導入にはペポルインボイスに対応したシステムの利用が不可欠となり、システムごとに機能や利用開始手続などが異なることが想定される。そのため、今回は筆者が所属する株式会社TKC（以下、「TKC」という）のシステムを利用し

た場合を説明することにご容赦いただきたい。多くの手順や留意点は利用するシステムにかかわらず共通の内容となると思われる一方、おそらく他のシステムでは異なる部分があることをお断りしておく。

I 発行側と受手側

ペポリンボイス導入にあたっては、大きく分けてインボイスの発行側（ペポリンボイスデータの送信者）とインボイスの受手側（ペポリンボイスデータの受信者）の2つの処理があり、それぞれで導入プロセスを進める必要がある。

今回は、まず発行側の手順と留意点を説明する。その上で、発行側がペポリンボイスを発行するためには受手側でペポリンボイスを受領できるようにする必要があるため、そのために発行側が受手側に依頼する手順と留意点を説明する。発行側の視点で受手側を説明することになるが、ペポリンボイス受領のための準備については、この内容でひと通り理解できるものと考えている。主語が発行側となることに留意いただきたいながら、詳細を確認してほしい。

なお、ペポリンボイスを活用することでさまざまなメリットを享受することができるが、紙幅の制約上、本稿では手順と留意点にフォーカスし、メリットなどの説明は別の機会に譲ることとする。

II 自社が発行する請求書をペポリンボイスに対応させるステップ

TKCでは、顧客であるTKC会員事務所

（税理士・公認会計士）及び中堅・大企業に発行する請求書を、令和5年10月以降原則ペポリンボイスで発行することを決定した。令和4年12月にペポリンボイス対応システムが提供開始されたことに伴い、令和5年1月に、発行する請求書をペポリンボイスに対応するステップを図表1のとおり定義した。以下、特に断りのない限り、ペポリンボイスを前提として説明を進める。

これ以降、ステップごとに、TKCでの具体的な取組みを交えながら解説する。

III 要件定義フェーズ

- (1) ペポリンボイスで送信する請求書などの範囲決定
- (2) 顧客のID情報（ペポリID）の収集・保存方法決定
- (3) 受発注・請求管理システムの改修内容決定
- (4) 価格体系の見直し要否、ペポリンボイスへの出力内容の検討

1 ペポリンボイスで送信する請求書などの範囲決定

現在自社で発行している請求書などの中で、どの範囲をペポリンボイスで送信するかを決定する。

企業では、複数の顧客に対してさまざまな商品やサービスを展開しており、一般的には顧客や商品などの種類によって異なる形式や方法で請求書などを発行している。そのようなさまざまな請求書などの中から、

【図表 1】 デジタルインボイスに対応するステップ

1. 要件定義フェーズ

- (1) ペポルインボイスで送信する請求書などの範囲決定
- (2) 顧客のID情報（ペポルID）の収集・保存方法決定
- (3) 受発注・請求管理システムの改修内容決定
- (4) 価格体系の見直し要否、ペポルインボイスへの出力内容の検討

※ ペポルインボイスは税抜表示のみ対応。税込価格の場合は税抜価格に変更する必要がある。

2. システム設計・改修フェーズ

- (1) 顧客マスターへの項目追加（ペポルID）
- (2) 顧客マスターのメンテナンス機能の改修
- (3) インボイス・マネジャーへのデータ出力と各機能の運用テスト

3. 顧客への案内・周知フェーズ

- (1) 顧客への請求書の送付方法を変更する旨とスケジュールの案内
- (2) 顧客でのペポルインボイス受領時の経理、支払処理フローの確認
- (3) 顧客のID情報（ペポルID・Eメールアドレス）の収集
- (4) 顧客のペポルインボイスの利用開始手続（ペポルIDの登録）支援
- (5) ペポルインボイスの受信・仕訳連携機能の説明と導入支援

4. 本稼働

ペポルインボイスとする請求書などの範囲の検討が必要となる。ペポルインボイスを採用したからといって、すべてのインボイスをデジタル化する必要はないため、段階的にデジタル化を進めることも検討したい。

なお、インボイスの発行について、ペポルインボイスとそれ以外の方法（書面など）とが混在する場合、実務上、顧客などの請求書などの発行単位ごとに、ペポルインボイスで発行するのか、書面で発行するのかといった区分が請求管理システムなどで必要となることが想定される。

2 顧客のID情報（ペポルID）の収集・保存方法決定

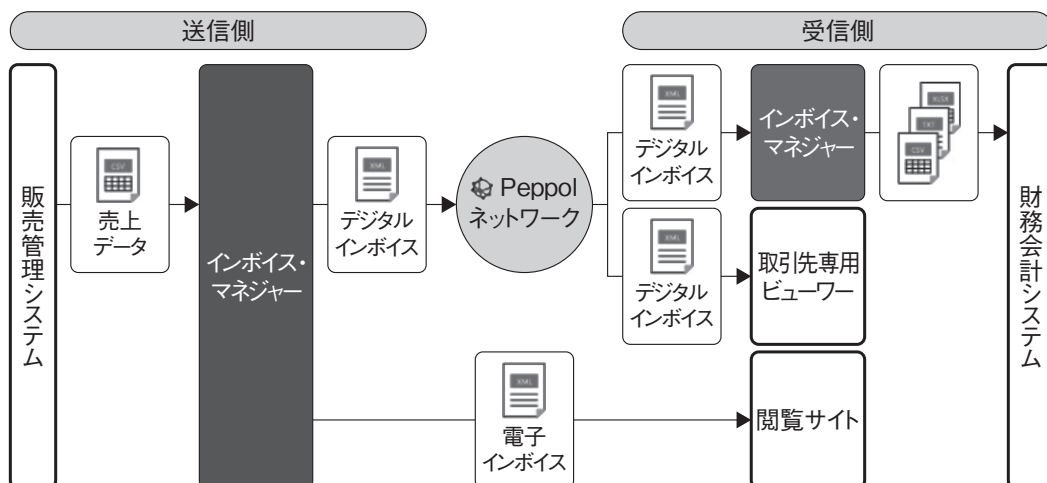
ペポルインボイスを送信するためには送付先のPeppol Participant ID（Peppolネッ

トワーク上で電子文書の送信者・受信者を識別するID。以下、「ペポルID」という）が必要となる。現在日本企業が使用できるペポルIDは、法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号のみであり（国際的な番号を使用できる日本企業を除く）、ペポルインボイスの送信時には受信者のペポルIDの指定が必要となることから、顧客のペポルIDの収集と保存方法を決定する。

なお、TKCではペポルIDを登録済みの顧客にはPeppolネットワークでペポルインボイスを送信する一方、ペポルID未登録の顧客にはEメール経由でTKCの閲覧サイトにアクセスしてインボイスを閲覧してもらう方式で送信することを予定している。そのため、ペポルIDだけでなく閲覧サイトを通知する顧客担当者のEメールア

【図表2】TKCシステムにおけるPeppolネットワークの送信

販売管理システムのデータをデジタルインボイスの標準仕様（JP-PINT）に変換して送信



（出所）TKCグループ「デジタルインボイス対応システム インボイス・マネジャー」を基に筆者作成

ドレスも宛先情報として収集・保存することとしている。

また、すでに請求書を発行している顧客と10月以降に発生する取引で新たに顧客となる相手のデータの収集が同一の方法でよいか、それとも別の方法とするのか検討したい。例えば、10月以降インボイス制度が開始されてからは請求管理システムにペポルIDを登録するようなシステム改訂を予定している場合には、新規顧客については顧客情報登録時にペポルIDを登録することになるが、既存顧客の情報の収集と登録をどうするのか検討する必要がある。

なお、TKCシステムにおけるPeppolネットワークの送信と閲覧サイトの概要については図表2のとおり。

3 受発注・請求管理システムの改修内容決定

上記1と2から、受発注・請求管理シス

テムで改修が必要となる内容を決定する。既存の受発注・請求管理システムの機能範囲により改修内容は異なるが、参考までに、TKCで改修した主な点は次のとおり。

- ① 受発注システムでの入力項目の追加（マスター・注文情報）
 - (i) 顧客ごとの請求書の受取り方法（ペポルID・閲覧サイト・書面）

なお、書面での受取りは、暫定的措置として令和6年9月までとしている。
 - (ii) 注文者のペポルID・Eメールアドレス
 - (iii) 請求書送付先のペポルID・Eメールアドレス
- ② 請求書送付先変更申請フォームの作成

一度収集したペポルID・Eメールアドレスの情報に変更があった場合に、顧客から変更を申請してもらう仕組みの構築
- ③ 請求書のレイアウト変更

ペポルID・Eメールアドレスの表示や「注

積」にセットする内容（詳細は後述する）への対応

4 価格体系の見直し要否、ペポルインボイスへの出力内容の検討

(1) 価格体系

ペポルインボイスでは、取引明細ごとに税抜金額をセットする必要があり、取引明細に税込金額をセットできない。そのため、税込価格の場合は税抜価格に変更する必要があるため、価格体系の見直しが必要を確認する。

(2) 出力内容

日本におけるデジタルインボイスの標準仕様であるJP PINTは、請求書に関わる新たな国際標準仕様であるPINT (Peppol International) をベースとしている。例えば、口座情報や請求書番号などは項目として用意されている一方、既存の請求書によくある項目のうち、JP PINTで当てはまる項目が存在しないものがある。項目として設けられていない内容も含めて、ペポルインボイスで出力する内容について検討する必要がある。

一例として、次の項目については、JP PINTでは定義されていないため、デジタルインボイス推進協議会加盟企業では、インボイスの注釈欄にセットすることで対応を進めている。

- ① 日本独自の商習慣による月締め請求書でよくみられる、請求書の鑑部に記載する「前回請求額」「入金額」「繰越金額」などの項目
- ② 日本独自の文化により請求書に記載することのある源泉徴収税額

注釈欄に記載する項目も含めて対応を検討したい。

Ⅳ システム設計・改修フェーズ

- (1) 顧客マスターへの項目追加（ペポルID）
- (2) 顧客マスターのメンテナンス機能の改修
- (3) インボイス・マネジャーへのデータ出力と各機能の運用テスト

システム設計・改修フェーズでは、「Ⅲ 要件定義フェーズ」で決定した受発注・請求管理システムで改修が必要となる内容について、システムの改修を進める。また、改修後には各機能が仕様どおりに正しく処理されるのか運用テストを実施することになる。

1 顧客マスターへの項目追加（ペポルID）

前述のとおり、ペポルインボイスで送信するためには受信者のペポルIDが必要となることから、これを受発注・請求管理システムのマスターに追加することとなる。

一方、法人番号又は適格請求書発行事業者の登録番号いずれの番号も保持していない、免税事業者の個人事業者は、現在のところペポルインボイスの送受信機能を利用できないため、これらの顧客については継続して書面などでの対応が必要となる。顧客の状況に応じて、書面発行を継続するような制御もあるとよい。

2 顧客マスターのメンテナンス機能の改修

上記「Ⅲ 3 受発注・請求管理システムの改修内容決定」の②の、一度収集したペポルID・Eメールアドレスの情報に変更があった場合に、顧客から変更を申請してもらう仕組みの構築がこれに該当する。

書面での請求書発行では、担当者が変更となった場合でも所在地に変更がなければ書面は届く可能性は高い。さらに、所在地が変更になっても、転送設定がなされていれば、旧所在地宛ての請求書も届くこととなる。このように書面では、比較的柔軟に宛先変更の処理が実現できている。

一方、ペポルインボイスの送信のために必要なペポルIDについては、最新の情報を保持した上で送信する必要があることから、顧客自らがマスター情報を入力(変更)・送信できる仕組みがあることが望ましい。そのため、TKCでは請求書送付先変更申請フォームを作成し、顧客が①注文者情報、②請求書の受取方法、③請求書送付先情報(所在地、ペポルID、Eメールアドレス)、④テスト送信の可否などを登録、変更する仕組みと、これらのフォームに顧客が入力したデータを受発注・請求管理システムに反映する仕組みを構築している。

3 インボイス・マネジャーへのデータ出力と各機能の運用テスト

「インボイス・マネジャー」とはTKCのペポルインボイス発行、受領システムである。図表2にあるとおり、インボイスの発行側(送信者)では販売管理システムなどから売上データを読み込むことから処理が

始まる。「インボイス・マネジャー」で定義されたフォーマットにあわせて、販売管理システムなどからデータを出力し、さらに、出力されたデータのどの項目が「インボイス・マネジャー」で定義されたどの項目にセットされるかを関連づけする必要がある。例えば、相手先の法人名は売上データでは4列目にあり、その項目を「インボイス・マネジャー」の法人名の領域に関連づけするという手続になる。

読込みの都度関連づけを実施すると実務上かなりの工数が必要となることから、事前に売上データの項目を「インボイス・マネジャー」のフォーマットに関連づけするルールを決定しテストすることとなる。上記「Ⅲ 1 ペポルインボイスで送信する請求書などの範囲決定」で決定した送信する請求書などの範囲を網羅した売上データを洗い出し、売上データの様式ごとに関連づけのルールを実施することに注意したい。

V 顧客への案内・周知フェーズ

- (1) 顧客への請求書の送付方法を変更する旨とスケジュールの案内
- (2) 顧客でのペポルインボイス受領時の経理、支払処理フローの確認
- (3) 顧客のID情報(ペポルID・Eメールアドレス)の収集
- (4) 顧客のペポルインボイスの利用開始手続(ペポルIDの登録)支援
- (5) ペポルインボイスの受信・仕訳連携機能の説明と導入支援

これまでのフェーズで顧客にペポルイン

ボイスを送信する準備が整ったため、具体的に顧客へ請求書をペポルインボイスで送信する旨案内する段階へと進んでいく。

1 顧客への請求書の送付方法を変更する旨とスケジュールの案内

ペポルインボイスを送信する顧客に対して請求書をペポルインボイスで送信する旨と具体的な送信開始時期、必要な準備事項などを案内する。TKCでは令和5年6月に顧客であるTKC会員事務所（税理士・公認会計士）及び中堅・大企業に対して、これまで書面で送付していた請求書を令和5年10月から原則、ペポルインボイスでの送付に切り替えることを案内した。

TKC会員事務所（税理士・公認会計士）にはTKC全国会のイントラネットとメールにより案内を発信し、中堅・大企業にはメールによる案内発信に加えて7月以降書面で発行する請求書に案内文を同封した。その上で、顧客を担当している社員が個別に連絡を取り、周知活動を展開している。

特に大企業では、システムを利用する担当部署、担当者として、請求書を受領する担当部署、担当者が異なるケースもあり、確実に案内が届くような工夫が必要と考える。

参考までに、TKCが案内した中堅・大企業向けの主な内容は次のとおり。

表題：TKCが発行する請求書の電子化（ペポルインボイスの採用）について

- 項目：1. ペポルインボイス採用の背景
2. 令和5年10月以降の請求書の受領方法
3. 請求書の受領方法の選択
4. 当件に関する問合せ先

2の請求書の受領方法では、上述の「ペポルインボイスによる請求書の受領」、「閲覧サイト経由での請求書の受領」について説明し、3の受領方法の選択ではこの2つの選択肢に「書面で請求書を受領（令和6年9月まで）」を加えた3つの方法のどれを選択するのかを回答するフォームを案内した。

2 顧客でのペポルインボイス受領時の経理、支払処理フローの確認

1の案内で「ペポルインボイスによる請求書の受領」を選択した顧客には、必要に応じてペポルインボイス受領時の経理、支払処理フローを確認する。令和5年7月末時点で、TKCでは大企業を中心とした「インボイス・マネジャー」導入企業のうち50社超の企業と、過去に書面で発行した請求書のデータを活用し、300件超のペポルインボイスの送受信を実施した。実際の請求書と送信した内容を顧客に突合してもらい、10月以降の経理フローなどを確認している。

3 顧客のID情報（ペポルID・Eメールアドレス）の収集

前述のとおり、ペポルインボイスを送信するためには送付先のペポルIDが必要となるため、今までのフェーズで構築した仕組みを利用して、顧客のID情報を収集する。端的に言えば、インボイスの発行側がペポルインボイスを送信する際の宛先情報を収集することを意味する。

4 顧客のペポルインボイスの利用開始手続（ペポルIDの登録）支援

ペポルインボイスの送信側、受信側とも

に、ペポルインボイスの利用開始手続が必要となる。自社がペポルインボイスを送信する際には利用開始手続が必要となるのはもちろんのこと、ペポルインボイスの送信先である顧客（受信側）でも利用開始手続が必要となる。利用開始手続を行うことにより、ペポルIDを取得でき、アクセスポイントを通して、Peppolネットワークに参加する他のユーザーと電子文書の送受信を行えるようになる。

そのため「ペポルインボイスによる請求書の受領」を選択した顧客には、ペポルインボイスの利用開始手続を実施してもらう必要があり、具体的な手順などを案内することで手続を支援する。

TKCでは令和5年3月から、インボイス・マネジャー利用企業に対して、ペポルインボイスを受信するための手順書を提供し、担当社員のサポートのもと、顧客自身にペポルインボイスの利用開始手続を実施してもらっている。当手順書での具体的な手順の項目を以下に示す。

- ① インボイス・マネジャーでペポルインボイスを受信するために必要なステップの説明
- ② インボイス・マネジャーによるペポルIDの申請
- ③ インボイス・マネジャーでのペポルインボイスの受信設定
- ④ 本人確認書類の提出（必要な場合）

5 ペポルインボイスの受信・仕訳連携機能の説明と導入支援

できれば本稼働の前に、顧客にペポルイ

ンボイスによる請求書をテスト送信し、実際に顧客側で問題なく受信できているかを確認したい。あわせて、ペポルインボイスのデータをもとに会計システムへの仕訳連携機能を有しているシステムの場合には、仕訳連携機能を説明した上で、テストデータに基づきどのような仕訳連携の設定が必要になるのかなどを説明する。

2で記したとおり、TKCでは実際にペポルインボイスのテスト送信を実施している。そして、過去に書面で発行した請求書のデータを顧客にペポルインボイスで送信し、受信結果を確認した上で顧客とともに書面の内容と突合して、本稼働に向けて問題ないことを確認している。

おわりに

以上がペポルインボイス導入の手順と留意点となる。文章で示すと大変なボリュームがあるように感じるかもしれないが、「Ⅲ要件定義フェーズ」が固まれば、あとはおのずから必要な業務が見えてくるので、手戻りのないような要件定義が重要と考える。

本稿を参考に、1社でも多くの会社がペポルインボイスを活用することを祈念して、本稿の終わりとする。

Profile

富永 倫敦（とみなが とものり）

デジタルインボイス推進協議会（EIPA）幹事法人株式会社TKC 執行役員
企業情報営業本部 本部長

平成14年度の連結納税制度創設当初から、TKC連結納税システム（eConsoliTax）のコンサルティング業務に従事し、以来一貫して20年超にわたり中堅・大企業の税務部門に対する税務システムのマーケティングやコンサルティング業務を行っている。現在、消費税のインボイス制度への対応をきっかけにデジタル化を通じた事業者のバックオフィス業務の効率化を実現することを目的に誕生したデジタルインボイス推進協議会（EIPA）幹事法人のメンバーとして活動している。